（旅行を中止し、又は変更した場合における旅費）

第五条　令第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。

一　令第二条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項及び第九項に規定する各種目について、当該各項及び第一条第三項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

二　前号に掲げる金額のほか、手数料その他の移動の中止又は変更に伴い支給する必要があるものとして公正取引委員会が認めた額

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第三号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国家公安委員会委員長　坂井　学

警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第一条　警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表（第二条関係）

一　男性警察官

制服				
冬服	上衣	［略］	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［略］			
合服	上衣	［略］	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［略］			
［略］				
夏服	上衣	第一種	色	水色とする。
			地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。
	［略］			

改正前

別表（第二条関係）

一　男性警察官

制服				
冬服	上衣	［同上］	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［同上］			
合服	上衣	［同上］	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［同上］			
［同上］				
夏服	上衣	色		水色とする。
		地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［同上］			